

第1回 産業データサブワーキンググループ

事務局資料

第1回 アジェンダ

日時：令和6年5月30日：14:00 - 16:00

場所：オンライン

アジェンダ	スピーカー	時間
オープニング・自己紹介 • 開会・設置運営について • ご挨拶 • 委員メンバー紹介	事務局 自己紹介: 全員	30分
背景・目的、検討の進め方 • SubWGの背景 • 本検討のスコープ • 論点・議論の全体像	事務局（商務情報政策局国際室）	10分
検討の方向性・アウトプットイメージのご紹介	事務局（ボストン・コンサルティンググループ）	10分
全体ディスカッション	ディスカッション: 全員 ファシリテーション: 生貝座長	60分
今後の進め方、クロージング	事務局（ボストン・コンサルティンググループ）	5分
		115分 (5分バッファー)

④ オープニング・自己紹介

- 開会・設置運営について
- ご挨拶
- 委員メンバー紹介

背景・目的、検討の進め方

- SubWGの背景
- 本検討のスコープ
- 論点・議論の全体像

検討の方向性・アウトプットイメージのご紹介

全体ディスカッション

今後の進め方、クロージング

委員メンバー紹介

(座長以下五十音順・敬称略)

#	氏名	所属	
1	生貝 直人 座長	一橋大学	大学院法学研究科 教授
2	石井 啓之	トヨタ自動車株式会社	ITマネジメント部産業データ流通基盤G GM
3	石原 修	株式会社日立製作所	マネージド&プラットフォームサービス事業部 主管技師長
4	和泉 恭子	一般社団法人日本知的財産協会	常務理事
5	河野 浩二	独立行政法人情報処理推進機構	総務企画部 特命担当部長 調査分析室長
6	鈴木 俊宏	日本オラクル株式会社	事業戦略統括 スタンダードストラテジー & アーキテクチャ/政策渉外担当 シニアディレクター
7	直江 智子	Global Data Alliance	BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス ディレクター ポリシー担当
8	中島 一雄	ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会	インダストリアルIoT推進統括
9	浜田 理恵	三菱電機株式会社	法務・知的財産渉外部 知渉四グループ 兼 DXイノベーションセンター 戦略企画部 グループマネージャー
10	平見 健太	長崎県立大学	国際社会学部 准教授
11	藤井 康次郎	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業	パートナー・弁護士
12	若目田 光生	一般社団法人データ社会推進協議会	理事
13	渡邊 真理子	学習院大学	経済学部経営学科 教授

オープニング・自己紹介

- 開会・設置運営について
- ご挨拶
- 委員メンバー紹介

➤ 背景・目的、検討の進め方

- SubWGの背景
- 本検討のスコープ
- 論点・議論の全体像

検討の方向性・アウトプットイメージのご紹介

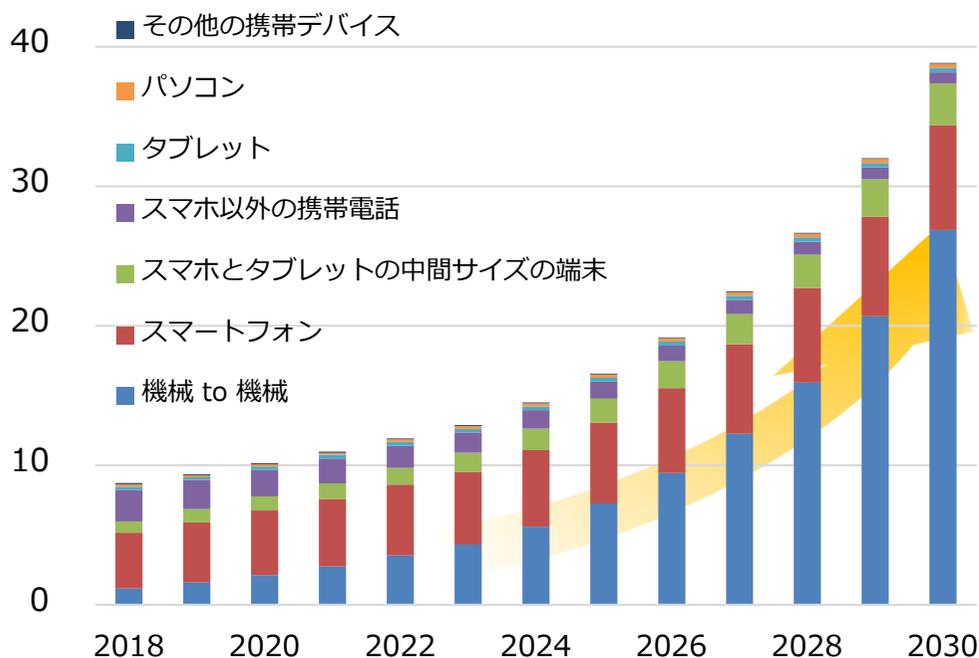
全体ディスカッション

今後の進め方、クロージング

産業データ流通に関する近年の動向

- IoT/DXの普及により、産業分野においてもデジタル化が進展。サプライチェーン透明化等の要請も背景として、従来デジタルデータとして収集できなかった産業データが可視化され、流通するようになっている。
 - ※ここでは、「産業データ」とは、企業等の事業活動において扱われるデータを意味するものとする。個人データも含み得る。
- 我が国としても、官民協調による、企業や業界、国境を越えたデータ連携を実現するための取組の総称を“Ouranos Ecosystem”と命名し、データプラットフォーム構築を推進。

端末の種類に応じたデータ流通量の推移



2023.6 半導体・デジタル産業戦略より
(CiscoAnnualInternetReport(2018-2023)を基に経産省作成)

データ量・処理量の増大	
 自動運転	<p><u>衝突・渋滞回避</u>のため、カメラ・GPS等で収集したデータを管理サーバー（データセンター）に通信し、<u>加速・減速やルート変更等</u>を実施。</p>
 工場 (産業用ロボット)	<p>産業用ロボットは、カメラ等で収集したデータを管理サーバーと通信することで、コンベアで流れてくる製品ごとに<u>最適な部品を選択し、組立・溶接等</u>を実施。 1工場あたり、<u>1日1000Gバイト</u>の情報を収集。</p>
 ヘルスケア	<p><u>患者一人一人に最適な医療を効率的に行う</u>ためには、体質と密接に関係する<u>DNAの違いをAIに学習</u>させる必要がある。 (DNAは人によって<u>1000万か所</u>もの違いあり) こうした個人差をAIに学習させるためには、100Gバイト分の情報を処理する必要があり、<u>数十万台規模のPC</u>が必要。</p>

(出典) Preferred Networks資料を基に経済産業省作成

産業データに関する各国の政策動向概観

- 各国・地域が、産業データに関するルール整備を推進。今後、各々の注力する分野に応じて、こうした動きが加速化していく可能性。

保護措置の詳細	EU	米国	中国
理念/ビジョン	域内のデータ主権を確保するための包括的なデータ戦略/法制度 ¹ を構築	国内市場拡大を念頭に、自由で健全なデータ共有を促進	データが社会秩序の維持に重要な要素だと位置づけ、国が強い統制
規制・法令	ガバメント・アクセス <ul style="list-style-type: none"> 電子証拠規則/電子証拠指令 データ法 (Data Act) GDPR NIS2指令 法執行指令 	<ul style="list-style-type: none"> FISA702 (大統領令14086号) 国家安全保障法 通信記録保管法、CLOUD法⁴ 	<ul style="list-style-type: none"> 国家安全法 国家情報法² 反スパイ法 ネットワーク安全法³ データ安全法⁴
データ越境移転規制	<ul style="list-style-type: none"> データガバナンス法 データ法 (Data Act) GDPR EU Health Data Space 	<ul style="list-style-type: none"> 外国からのGAIに対する拒絶義務を定める規定 1996年連邦経済スパイ法、2022年米国知的財産保護法 特許法 (秘密保持命令制度) 	<ul style="list-style-type: none"> 重要データの越境移転及び国内保存義務に関する規制 (ネットワーク安全法等) 反スパイ法 国家情報法 科学技術秘密保持規定、専利法、国防専利条例等
取引自体の制限	<ul style="list-style-type: none"> EU経済安保戦略に基づく政策検討 	<ul style="list-style-type: none"> 懸念国企業との取引規制 (大統領令14117号等) ECRAによる輸出規制の強化やCFIUSによる対内投資審査、対外投資規制、CHIPS法におけるガードレール条項 米国事業 (技術、インフラ、データ) への投資規制 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出管理法、技術輸出入管理条例、暗号法、科学データ管理弁法
自社データのコントロール・主権性の確保	<ul style="list-style-type: none"> データガバナンス法 データ法 (Data Act) 電池規則 各種データ基盤 (GAIA-X等)や認証制度等 	<ul style="list-style-type: none"> - 	<ul style="list-style-type: none"> -

1.非個人データの域内自由流通枠組みに関する規則やそのガイダンスにおいて非個人データの自由流通促進のための基本方針を規定; 2.国家諜報法; 3.別名サイバーセキュリティ基本法; 4.別名データセキュリティ法; 5.正式名称はStored Communications ActとClarifying Lawful Overseas Use of Data Act

各国データ法制が事業活動に及ぼす影響

- 各国・地域のデータ法制について、営業秘密等の保護すべき情報の意図せぬ流出やデータの円滑な越境移転の制限等、企業の利益と相反するリスクが存在する。複数社間でのデータ共有も進む中、法的要請や企業利益も踏まえた適切なデータマネジメントが不可欠になりつつある。

ガバメントアクセス

政府機関等の公的機関による民間部門保有情報へのアクセス（ガバメントアクセス）によって、技術情報や知的財産の流出に繋がる可能性。他方、他国によるガバメントアクセスに対して、産業データを扱うデータ仲介者やデータ処理サービス提供者に、技術的、組織的及び法的措置を講じることを規律する国・地域も存在し、こうした法的要請も踏まえつつ、データ取扱者には適切な取扱いが求められる。

情報開示、データ提供

サプライチェーン情報の消費者等への開示、利用データの提供等の各国制度における要請（※）から、他社や顧客へのデータ提供が求められる中で、意図せぬ知的財産の流出に繋がる可能性。

※具体的には、下記のような規制類型が存在。

- ①環境や人権保護の観点から、サプライチェーンに関する情報を開示、提出する義務を設ける規制
- ②消費者や顧客企業が利用する製品やサービスにより生成されたデータへの消費者によるアクセスや第三者への共有義務を設ける規制

データの越境移転規制（ローカライゼーション）

外国政府へのデータ流出の懸念等から、一部の国・地域ではデータ越境移転の取締りを強化。対応コストが発生する他、特定の非個人データについて越境移転には当局への申請・許可が求められる場合があり、詳細な手続や審査基準が不明瞭な点も多く、日本企業にとってのリスク及びそれに伴う萎縮が発生し得る。

越境する産業データに関するマネジメントの議論の必要性

- 産業データの共有・利活用の促進は、企業の経済的利益としてのデータを適切に管理しながら進められる必要があり、適切なデータの取扱い（マネジメント）を行うことが必要不可欠である。
- 信頼ある形での産業データの国際流通の促進に向けた国際連携を推進していくと同時に、各国法制が事業活動に生じている影響を踏まえ、特にデータの国際的な共有・利活用や越境移転に伴うリスクと事業者のとりうる対応策を整理し、事業者向けの情報発信をすることが有効。
- デジタル庁の国際データガバナンス検討会（2024年1月30日・第1回／2月9日・第2回／3月19日・第3回）においても、産業データに関して以下のような意見が提起された。
- 同時に、取りまとめの課程での検討を踏まえ、国際データガバナンス検討会に、産業データに係る国際連携のあり方や我が国としてのデータ戦略のあり方を提言していく。

- これまでのDFFTの議論の中で、特に非個人データに関する議論が不足していると認識している。非個人データの越境移転ルールについては、さらなる検討が重要。
- 他国においては、個人データ以外の分野においても、越境流通の制限の検討が進んでおり、日本企業への影響も懸念される。
- 国内企業の競争力の源泉となる情報が、公共の利益のために供出を迫られないよう留意が必要である。
- データが流通した先でのガバメントアクセス等に対する不安感への対応も必要であると考えられる。
- 保護すべきデータと流通させるべきデータを明確にすべきである。そのためには、データ流通の目的や実現したいことを明確にし、それに基づいた議論を進めることが重要である。
- 官と民がそれぞれ持つデータを接続して共同で活用することも必要になると想定されるため、「個人と非個人」と「官と民」の2つの軸でデータ流通を考えていくとよいのではないか。
- 産業データは、データの種類によって、ステークホルダーやその取り扱いが大きく異なり得るため、画一的な議論にならないよう、適切な整理のもとでの議論が必要である。

リスク対応策を検討する際の考慮要素

- (1) データ越境のパターン、及び (2) データのライフサイクルの段階の掛け合わせに加え、(3) 当該データの性質 (※次スライド)・適用され得る法規制等のその他の要素をも考慮の上、各場面において生じ得るリスクの種類を可視化し、それぞれのリスクに対する対応策を提示することできめ細かなガイドとなるのではないか。
- その上で、データ取扱者において、①リスクの発生した場合のインパクト、及び②リスク発生の蓋然性を評価し、取り得る対応策の強度・濃淡について自主的な意思決定をすることを想定。

(1) データ越境のパターン (誰と誰との間で、どのような媒体を通じて越境が起こるか)

(2) データのライフサイクル (生成・取得、加工・利用、移転・提供、保管、廃棄)

(3) データの性質、適用され得る法規制 等



このギャップがリスクとして可視化される

可視化されたリスクの評価

対応策検討

実現したい価値 (自由な流通、権利利益、信頼性)

越境する産業データの性質と考慮要素

- 産業データの性質については、その性質に応じて適用される法規制や考慮すべき事項が異なるため、リスクの種類を可視化する際の考慮要素となる。
- 本検討は企業にとってのリスク対応策を整理するものであることから、主に企業の競争力に影響するデータを中心に扱い、それが安全保障や個人情報等の性質を併せ持つものである場合には、その性質に応じた考慮を行うこととして整理を行っていくべきではないか。

<データの性質の分類（例）>

データの性質	概要		
産業データ	安全保障に関連するデータ	<ul style="list-style-type: none"> 軍事関連データ 武器や軍事転用可能な貨物・技術に関するデータ (例: 安全保障貿易管理の対象となるデータ) 重要インフラ関連データ 社会基盤を支える重要なインフラに関する技術や運用データ (例: 電力、水道、交通、通信、金融) 特定重要物資のデータ 特定重要物資 (半導体や石油 等) に関するサプライチェーン等のデータ 	
	企業の競争力に影響するデータ	営業秘密	秘密として管理される非公知な情報 (例: 設計図、製品の作成ノウハウ、コスト管理情報)
		限定提供データ	他社との共有を前提に一定条件下で利用可能な情報 (例: 自動走行用地図データ、POSで収集した用品毎の売り上げデータ、船舶運航データ、医薬品の試験データ)
		知的財産権で保護されるデータ	創作性が認められるデータ (例: ソースコードやアルゴリズム等の著作物、写真・音楽などのコンテンツ)
	その他データ	上記のいずれにも該当しないが、企業の競争力に影響するデータ	
個人データ	個人情報	単独であるいは他の情報と組み合わせることで特定の個人が識別できるような情報 (例: 個人の属性情報、位置データ、身体的/生理的/遺伝的/心理的/経済的/文化的/社会的な特性に関連する情報)	
	擬似匿名化情報	個人情報から直接の識別子 (名前、住所 等) を削除または置き換え、特定の個人を直接識別できないように加工したもの。追加情報を用いれば個人を再識別できる可能性あり	
	匿名加工情報	個人情報を加工し、特定の個人を識別することができないように、かつ元の状態に復元できないように処理したもの。プライバシー保護とデータの利用可能性を両立させたもの	
その他データ	上記いずれの観点からも保護する必要性が、法的観点からも、事業活動の観点からも認められないデータ (例: 政府の公開された統計データ、自社のIRデータ)		

本日の主な論点

- 本日は、検討の全体像・方向性のあり方、及び今後深ぼるべき実例について議論したい。
- 本検討の目的・背景を踏まえ、検討の全体像に追加すべき視点、課題はあるか？
 - 本SubWGにおいて、特にどのような点を深められると良いか？特に事業者が生じている障壁は何か？
 - スコープとして変更・追加すべき点はないか？
- データ越境のリスク（裏返すと実現したい価値）として追加すべきものはあるか？
- 対応策を検討する際の考慮要素やステップの整理は適切か？
 - データの性質についてはどのような形で考慮すべきか？
 - その他、変更・追加すべき点はないか？
- データ越境のパターンとして列挙しているケースは適切か？代表的な実例は何か？
 - 越境的なデータのやり取りにおいて、特にリスク発生に影響する観点は何か？
 - よりメジャーなトランザクションの形態があるか？
 - 次回以降の本SubWGの議論において、代表的な例として取り上げるべき実例は何か？

オープニング・自己紹介

- 開会・設置運営について
- ご挨拶
- 委員メンバー紹介

背景・目的、検討の進め方

- SubWGの背景
- 本検討のスコープ
- 論点・議論の全体像

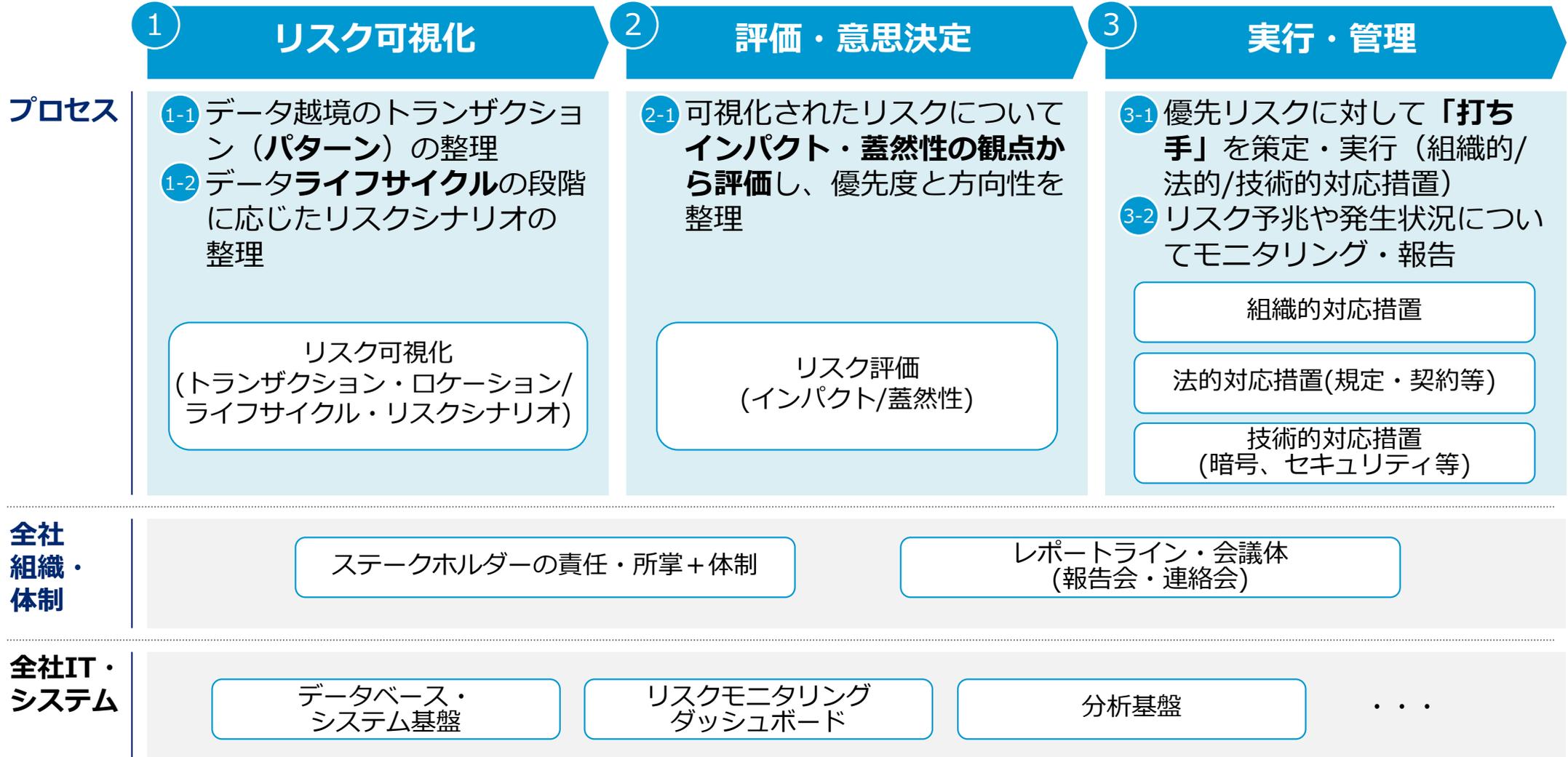
➤ 検討の方向性・アウトプットイメージのご紹介

全体ディスカッション

今後の進め方、クロージング

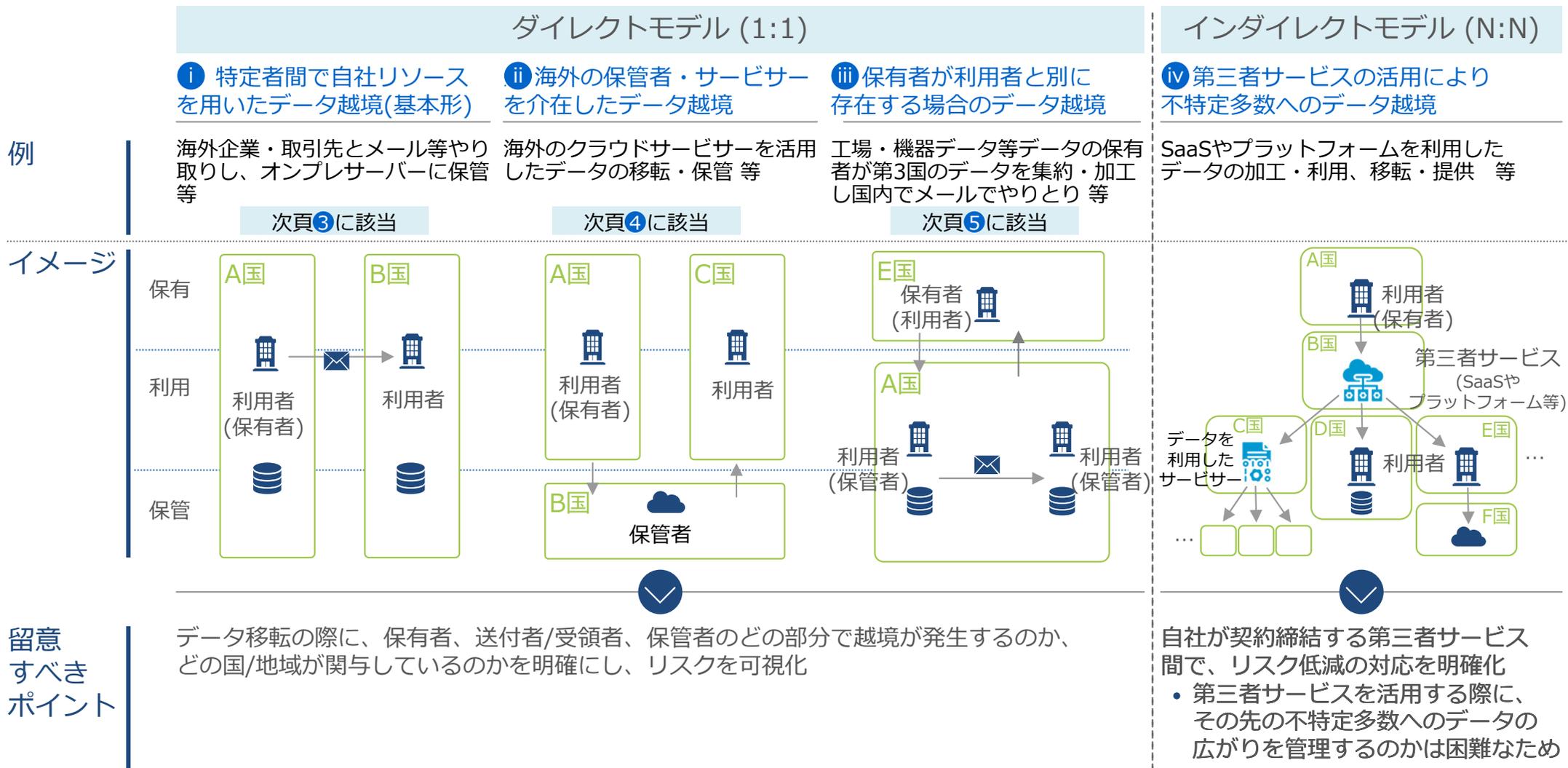
越境する産業データのマネジメントステップ -全体像

- 本SubWGでは、越境データマネジメントについて、① リスク可視化、② 評価・意思決定、③ 実行・管理の観点に分解して議論する。



1-1 データトランザクションの整理 -データ越境のパターン

- データの越境移転に関して、大きく4つのパターンが存在。パターンごとに実例を取り上げ、データの越境に伴うリスクと対応を整理する。



1-1 参考：データ越境のパターン（1:1）

- 1:1データ共有でデータ越境パターンを洗い出すと、3 4 5 で必要要素をカバー可能

		1	2	3	4	5	6	7	8
越境 移転 有無	保有者	越境移転なし				越境移転あり			
	利用者	越境移転なし		越境移転あり		越境移転なし		越境移転あり	
	保管者	越境移転なし	越境移転あり	越境移転なし	越境移転あり	越境移転なし	越境移転あり	越境移転なし	越境移転あり
越境 移転 イメージ	保有者	(利用者同様)	(利用者同様)	(利用者同様)	(利用者同様)	E国	E国	E国	E国
	利用者	A国 	A国 	A国 → B国 	A国 C国 	A国 	A国 	A国 → B国 	A国 C国
	保管者	(利用者同様)	B国 	(利用者同様)	B国 	(利用者同様)	B国 	(利用者同様)	B国
例	国内企業・取引先とメール等やり取りし、オンプレサーバーに保管	国内企業・取引先と外部クラウドサービスでやり取り	海外企業・取引先とメール等やり取りし、オンプレサーバー等に保管	国内企業・取引先と外部クラウドサービスでやり取り	工場・機器データ等データの権利者が第3国のデータを集約・加工し、国内でメールやり取り	5の派生形で、海外企業・取引先に対して、クラウドサービス等を活用			

1-1 データ越境のパターンと代表的な実例一覧

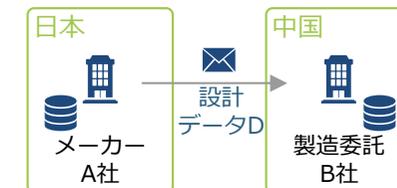
- 各データ越境パターンの代表的な例として、取り上げるべき実例は何か。

データ越境のパターン 想定する実例

イメージ

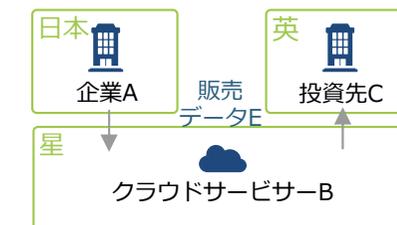
i 特定者間で自社リソースを用いたデータ越境
(基本形)

エンティティ: 製造メーカーA (日本) と製造委託先企業B (中国)
 データ : 企業Aの新製品Cの製造ライン立ち上げに必要な製品設計データD (PDF)
 方法 : PDFファイルにパスワードをかけメールに直接添付して送信。
 機密性が非常に高いため、企業A/Bともに、自社オンプレサーバーに保管



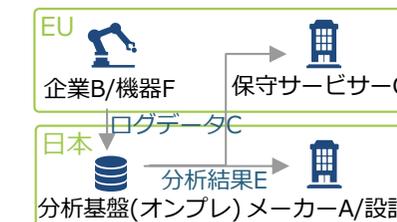
ii 海外の保管者・サービス者を介したデータ越境

エンティティ: 企業A (日本)、クラウドサービスB(星・シンガポール)、その投資先企業C(英)
 データ : 日本市場での過去の販売データE (CSVファイル)
 方法 : 企業Aが契約するクラウドサービスB (星・シンガポール) 経由で共有し、企業Cが受領・利用



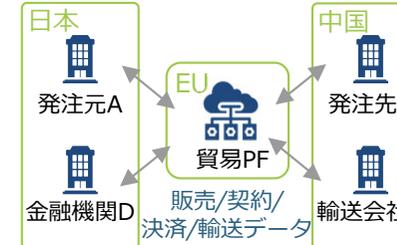
iii 保有者が利用者と別に存在する場合のデータ越境

エンティティ: 機器メーカーA (日本)、販売先B (EU工場に導入)、保守サービスC(EU)
 データ : 製造機器ログデータC、ログデータ分析結果レポートE
 方法 : 製造機器からネットワークを介し企業Aデータ分析基盤(日本)に収集。分析結果を企業Aオンプレサーバー(日本)経由で、自社設計部門(日本)及び、販売先Bの提携する保守サービスCに連携



iv 第三者サービスの活用による不特定多数へのデータ越境

エンティティ: 発注元A (日本)、発注先B(中国)、輸送会社C(中国)、金融機関D(日)、貿易PF提供企業(EU)
 データ : 発注データF、売買契約・決済データG、納品計画書H
 方法 : 貿易プラットフォーム (サーバーがEU) 上で、各データを連携し、貿易にかかわる手続きを遂行



1 リスクの種類（実現したい価値）

- 越境する産業データについて、マネジメントのあり方を検討することを通じて、DFFTにより実現したい以下の3つの価値の実現を目指す。



自由にアクセス・管理できる
(自由な流通・利用促進)

自社のデータや、事業の実施に必要なデータに、自由にいつでもアクセスし、活用や管理できる



重要なデータを守れる
(機密・権利の保護)

他国のガバメントアクセスや経済スパイ等からデータを守れる。万が一知的財産権等の権利が侵害された場合は、適切な救済措置がある



データを信頼性高く活用できる
(信頼性の担保)

データが正確・完全な状態を維持していることが保証されている(データの出所が正当かつデータが不正な改変をされていない)

1 リスクの種類 – 可視化されるリスクの詳細

- 可視化されるリスクの内容としては以下のように整理できるのではないかな。

自由にアクセス・管理できない

- a** データ移転・事業活動の制限・障害
- データローカライゼーションや取引自体の制限から、事業や自由な市場取引への障害
 - 保有者によるデータの開示制限、処理サービスのスイッチングから、事業への障害

重要なデータ(機密・権利)が守れない

- b** データの強制的な開示・提出のリスク
- ガバメントアクセス外国政府による強制的な情報取得
 - 規制・認証による第三者への自社の産業データの開示

データが信頼できない

- e** データの真正性・公正性が損なわれるリスク
- データソースの改ざん
 - データの改ざん

- c** データ流出・漏洩、共有範囲拡大のリスク
- サイバーアタック・不正アクセス
 - 従業員の持ち出し
 - 誤送付(宛先間違い)
 - 機密データの漏洩

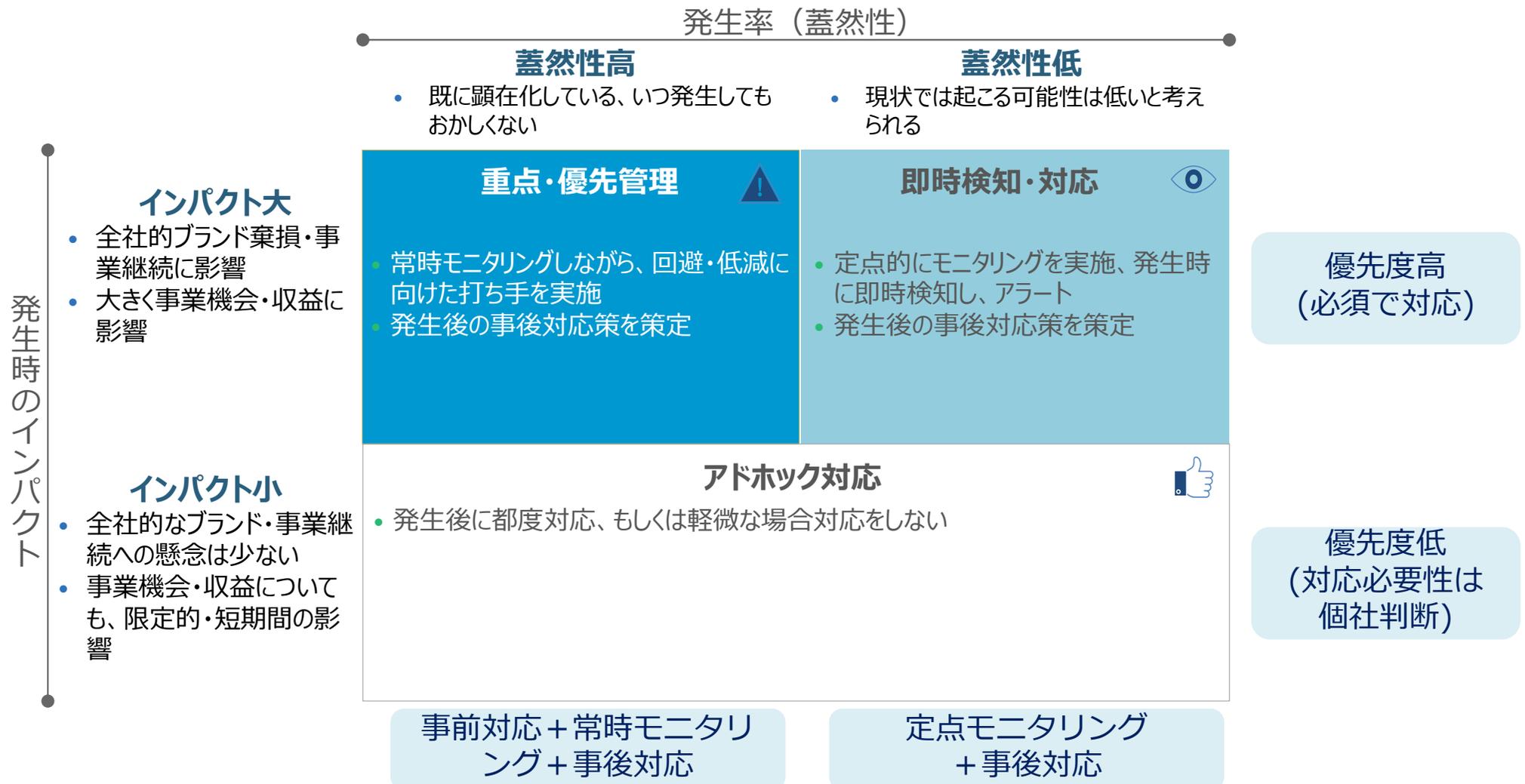
- d** データが無断・目的外利用されるリスク
- 社内での無断・目的外利用
 - 移転先での契約・目的外利用
 - 知的財産権の侵害
 - なりすまし等

- 特に、データの越境に特有のリスクである **a**「データ移転・事業活動の制限・障害」と、**b**「データの強制的な開示・提出のリスク」に本検討ではフォーカスすべきではないか

2 リスクの評価

- 可視化されたリスクの種類に応じて、各リスクのインパクトと蓋然性を個別ケースに応じて評価し、当該評価に従ってリスク対応の優先度及び方向性を決定すべきではないか。

リスク評価の観点・考え方



最終的なアウトプットイメージ

- 産業データの国際流通に際して、留意すべきリスクと、リスクに応じて事業者がとり得る「打ち手」を整理する。

<構成案>

第1章: 趣旨

- 背景
- 目的と想定読者

添付A: 各国規制

添付B: 関連ガイドライン類

第2章: 検討の前提と考え方

- データ共有・活用の類型とスコープ
- データ共有とリスクの考え方

第3章: 越境データマネジメントのステップ

- 3-0. ステップの全体像
- 3-1. ① リスク可視化
- 3-2. ② 評価・意思決定
- 3-3. ③ 実行・管理

※各ステップに応じて、ユースケースをコラム的に紹介。

議論の流れと論点

- 本日も含む全4回のSubWGを通じて、以下の順で議論を進めることを予定。

議論の流れ

第1回 (本日)

- 前提・背景の確認
- 議論の範囲や方向性の議論
- データ共有・活用のタイプの確認・議論
 - 実例の洗い出し

第2回 (7月中旬)

- ユースケースのご紹介
- ステップごとの議論
 - ① リスク可視化
 - ② 評価・意思決定
 - ③ 実行・管理

第3回 (9月中旬)

- ユースケースのご紹介
- 第2回の残論点に関する議論

第4回 (11月中旬)

- 取りまとめの骨子案・記載内容の確認
- 本検討の国内外への周知のあり方の議論

論点

- 目的・背景を踏まえ、検討の全体像に追加すべき点はあるか
- 対応策検討の際の考慮要素の整理をどう考えるべきか
- データ越境のパターン・リスク等の各要素に追加すべきものはあるか
- 代表的な例として、取り上げるべき実例はあるか

- データ越境に伴い発生するリスク及び対応策の紹介
 - 特に大きなリスクに対する有効な「打ち手」の実例
- 「打ち手」のあり方の方向性の検討
 - 組織・オペレーション的に有効な打ち手の検討
 - 越境するデータに関する契約において、どのような項目が含まれるべきか
 - 特に有効な技術の活用事例のインプット

- これまでの議論が過不足なく反映されているか
 - ユーザーにとって分かりやすい記載となっているか
- 取りまとめた内容を、誰に、どのように打ち出していけると良いか

オープニング・自己紹介

- 開会・設置運営について
- ご挨拶
- 委員メンバー紹介

背景・目的、検討の進め方

- SubWGの背景
- 本検討のスコープ
- 論点・議論の全体像

検討の方向性・アウトプットイメージのご紹介

➤ 全体ディスカッション

今後の進め方、クロージング

本日の主な論点（再掲）

- 本日は、検討の全体像・方向性のあり方、及び今後深ぼるべき実例について議論したい。
- 本検討の目的・背景を踏まえ、検討の全体像に追加すべき視点、課題はあるか？
 - 本SubWGにおいて、特にどのような点を深められると良いか？特に事業者が生じている障壁は何か？
 - スcopeとして変更・追加すべき点はないか？
- データ越境のリスク（裏返すと実現したい価値）として追加すべきものはあるか？
- 対応策を検討する際の考慮要素やステップの整理は適切か？
 - データの性質についてはどのような形で考慮すべきか？
 - その他、変更・追加すべき点はないか？
- データ越境のパターンとして列挙しているケースは適切か？代表的な実例は何か？
 - 越境的なデータのやり取りにおいて、特にリスク発生に影響する観点は何か？
 - よりメジャーなトランザクションの形態があるか？
 - 次回以降の本SubWGの議論において、代表的な例として取り上げるべき実例は何か？

オープニング・自己紹介

- 開会・設置運営について
- ご挨拶
- 委員メンバー紹介

背景・目的、検討の進め方

- SubWGの背景
- 本検討のスコープ
- 論点・議論の全体像

検討の方向性・アウトプットイメージのご紹介

全体ディスカッション

➤ 今後の進め方、クロージング

次回以降の想定アジェンダ

議論の流れ

第1回 (本日)

- 前提・背景の確認
- 議論の範囲や方向性の議論
- データ共有・活用の種類の確認・議論
 - 実例の洗い出し

第2回 (7月中旬)

- ユースケースのご紹介
- ステップごとの議論
 - ① リスク可視化
 - ② 評価・意思決定
 - ③ 実行・管理

第3回 (9月中旬)

- ユースケースのご紹介
- 第2回の残論点に関する議論

第4回 (11月中旬)

- 取りまとめの骨子案・記載内容の確認
- 本検討の国内外への周知のあり方の議論

論点

- 目的・背景を踏まえ、検討の全体像に追加すべき点はあるか
- 対応策検討の際の考慮要素の整理をどう考えるべきか
- データ越境のパターン・リスク等の各要素に追加すべきものはあるか
- 代表的な例として、取り上げるべき実例はあるか

- データ越境に伴い発生するリスク及び対応策の紹介
 - 特に大きなリスクに対する有効な「打ち手」の実例
- 「打ち手」のあり方の方向性の検討
 - 組織・オペレーショナルに有効な打ち手の検討
 - 越境するデータに関する契約において、どのような項目が含まれるべきか
 - 特に有効な技術の活用事例のインプット

- これまでの議論が過不足なく反映されているか
 - ユーザーにとって分かりやすい記載となっているか
- 取りまとめた内容を、誰に、どのように打ち出していけると良いか